

重要！

令和8年1月13日

薬局・店舗販売業の店舗 各位

一般社団法人 京都府薬剤師会

京都府での緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（お知らせ）

平素より本会の事業運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年10月20日付で、要指導医薬品である緊急避妊薬（販売名：ノルレボ錠、製造販売業者：あすか製薬株式会社）が承認され、令和8年2月2日より薬局・店舗販売業の店舗（以下「薬局等」という。）において販売（OTC化）が開始される予定となっております。

本剤を販売する薬局等においては、厚生労働省通知にて、近隣の産婦人科医等との連携体制を構築することが必要となり、当該体制は、以下のいずれかの方法により構築することとされています。

- ア 個々の薬局等が近隣の産婦人科医等と個別に連携する方法
- イ 京都府薬剤師会と京都府医師会の間で名簿（緊急避妊薬販売薬局等名簿と連携医療機関名簿）を取り交わすことを通じて連携する方法（包括連携）

今般、京都府医師会、京都産婦人科医会および京都府薬剤師会の三者間で協議を行った結果、「ア」の個々の薬局等が近隣の産婦人科医等と個別に連携する方法により、連携体制を構築することとなりました。

なお、近隣の産婦人科医等における連携の可否につきましては、各医療機関等の判断に委ねられこととなりますので、あらかじめご理解のうえ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する情報」につきましては、京都府薬剤師会ホームページにてご案内しておりますので、ご参照ください。

https://www.kyotofuyaku.or.jp/info_emergency_contra_pharmacy/